

# 佐賀市空き家等情報登録制度について

## 空き家等情報登録制度とは

○空き家等をお持ちの方が売却・賃貸を希望する物件の情報を購入・賃貸希望者へ提供することで、空き家等を有効に活用する制度です。

※空き家等…空き家、空き地

## 登録できる空き家等

以下のすべてに該当する空き家等について登録申請することができます。

- ①佐賀市内に所在する空き家等(共同住宅等は除く)
- ②所有者が暴力団等反社会的勢力でないこと
- ③空き家等の所有者や管理者が宅地建物取引業者でないこと
- ④宅地建物取引業者と媒介契約を締結していないもの

※媒介契約…不動産の売買・賃貸借にあたって、宅地建物取引業法に基づき、仲介を担当する宅地建物取引業者と結ぶ契約。

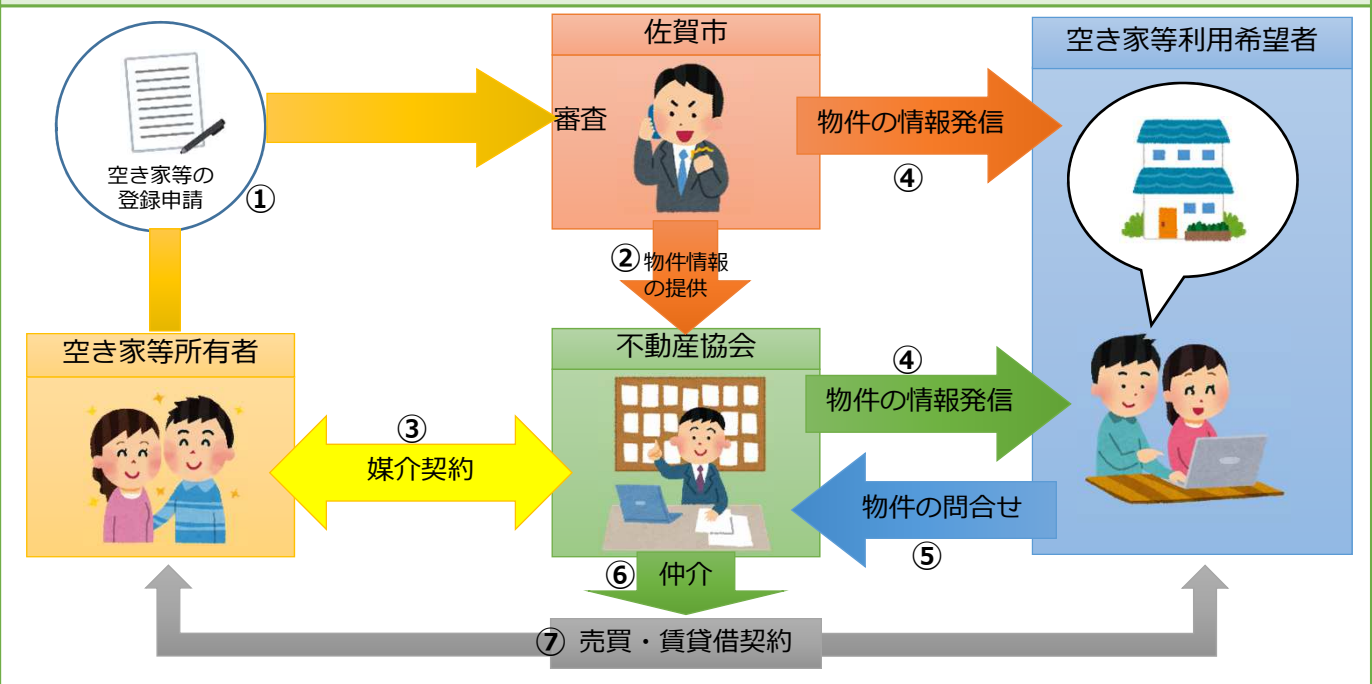
## 登録できる方

空き家等に係る所有権及びその他の権利があり、売却または賃貸を行うことができる者

## 空き家等を買いたい、借りたい方

利用登録などは必要ありません。直接媒介する事業者へお問い合わせください。

## 運用イメージ



## 注意事項

○提供していただいた物件を登録しても、市が買い取りや借り受け、補修等の維持管理を行うことはありません。

○市は、空き家等の売買・賃貸に関する交渉・契約に関しての仲介行為には関与いたしません。

○宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。

○市は、契約等の紛争については関与いたしません。